

議案第 6 2 号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、児童発達支援センターの職員の配置基準を緩和するものです。

【条例改正の背景】

国は、令和 5 年 4 月から認可保育所等と児童発達支援センター等が併設されている場合に、一体的な支援（インクルーシブ保育）が可能となるよう、両施設における職員の配置基準等の緩和を行いました。

都においては、令和 7 年 4 月に東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等が改正され、都内の中核市及び児童相談所設置区以外の自治体において、認証保育所が併設している児童発達支援センターにおける職員の兼務が認められることとなりました。

これを踏まえ、児童発達支援センターに認証保育所が併設している場合の職員の兼務による児童への支援を可能とするため、職員の配置基準を緩和します。

【条例改正の内容】

認証保育所に入所している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させる場合の両施設の職員の兼務を可能とします。

【施行期日】

公布の日